看護小規模多機能型居宅介護サービス

利用契約書

優っくり村
YUKKURI MURA

社会福祉法人　奉優会
優っくり看護小規模多機能介護代田
東京都世田谷区代田１－２１－１１
TEL　０３－５７８７－６１８２

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「利用者」と言います。）と優っくり看護小規模多機能介護代田に対して行う指定看護小規模多機能型居宅介護について、次のとおり契約します。

看護小規模多機能型居宅介護「優っくり看護小規模多機能介護代田」（以下「事業者」という）は、要介護認定を受けている利用者に、当該拠点において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、通い、泊まり、訪問サービスを提供し、日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援します。

事業者は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊厳を持って接するように努めます。

第１条（契約の目的）

事業者は、看護小規模多機能型居宅介護の介護保険法関係法令と本契約の各条項にしたがって看護小規模多機能型居宅介護サービス（以下「サービス」という）を提供し、利用者又は利用者代理人は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを目的とします。

第２条（契約期間）

１ 本契約の契約期間は、令和　　年　　月　　日（利用開始日）から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

２ 契約期間満了日の１４日前までに、利用者又は利用者代理人から書面による更新拒絶の申し出がない場合であって利用者が要介護認定の更新において要介護１～５と認定された場合、契約は更新され、以降も同様とします。

第３条（基本内容）

１ ①通いサービス　②宿泊サービス　③訪問サービス等、居宅における生活を支えるために適切なサービスを組み合わせたサービスを提供します

２ 介護保険の対象外のサービスを提供する場合には、この契約とは別に契約を締結する必要があります。

第４条　居宅サービス計画書（以下「居宅サービス計画書等」という。）および看護小規模多機能型居宅介護計画書（以下「看護小規模多機能型居宅介護計画書」という。）の作成・変更

１ 事業者は、利用者の心身の状況、希望およびその置かれている環境を踏まえて、利用者および利用者代理人と介護従事者との協議の上、援助の目的、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した居宅サービス計画書等および看護小規模多機能型居宅介護計画書等を、速やかに作成します。
２ 事業者は、介護計画作成後においても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
３ 利用者および利用者代理人は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要がないときや利用者および利用者代理人の不利益となる場合を除き、利用者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
４ 事業者は、介護計画を作成し、また同計画を変更した場合は、その介護計画を利用者および利用者代理人に対し、内容を説明するとともに同意を得、交付します。
５ 事業者は、利用者に対する介護計画の提供について記録を作成し、それを契約終了後２年間保管し、利用者もしくは利用者代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

第５条（介護サービスの内容およびその内容）
１ 事業者は、利用者に対して、前条により作成される介護計画に基づき介護保険給付対象サービスとして、次の各号のサービス等を提供します。ただし、これらのサービス等は、内容毎に区分することなく、全体を包括して提供します。
①食事・排泄・入浴（清拭）、着替え等の介助
②日常生活上の世話
③日常生活の中での機能訓練
④健康管理
⑤相談、援助
２ 事業者は利用者に対し、利用開始後の介護計画が作成されるまでの間であっても、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。
３ 事業者は本条の各種サービスの提供にあたって、利用者または利用者代理人に重要事項を説明し、同意を得たうえで交付します。
４ 事業者は、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。ただし、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむをえない場合についてのみ、時間・期間を決めて身体拘束を行う場合があります。
身体拘束が必要な場合は利用者および家族に説明をし、同意を取ります。
その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並び緊急やむをえない理由等は記録し、開示、請求があった場合は、それに応じます。
５ 事業者は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努め、利

用者の利用状況等を把握するようにします。
６ 事業者は、本条の各種サービスの提供に当たり、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するように、その心身の状況に応じて利用者の処遇を適切に行い、画一的なサービスとならないように配慮します。

第６条（緊急時の対応）
１ 事業者は、「利用者が病気や負傷により検査や治療が必要な場合、または必要と判断した場合、主治医や事業者の協力医療機関で治療を受けられるよう支援します。
２ 事業者は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署もしくは適切な医療機関と連絡をとり、救急治療あるいは緊急入院が受けられるようにします。
３ 事業者は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙重要事項説明書記載の協力医療機関と連携をとります。
４ 前項の場合、利用者もしくは利用者代理人が特に希望する医療機関を有する場合には、その希望する医療機関を優先します。（急変時の医療機関の指定を行ってください。）

第７条（利用料等の支払い）
１ 利用者または利用者代理人は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する介護保険給付サービス並びに介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおりの利用料等を支払います。
２ 事業者は、利用者が事業者に支払うべきサービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として保険者より支給を受ける額の限度において、利用者に代わって保険者より支払いを受けます
３ 事業者は、利用者または利用者代理人に対し、毎月２０日までに、前月の利用料等の請求書を送付します。請求書には、請求する金額を介護保険給付対象と対象外に分けた明細書を添付します。
４ 利用者または利用者代理人は事業者に対し、前項の利用料等を当月２７日までに、事業者の指定する方法により支払います。
５ 事業者は、利用者又は利用者代理人から利用料等の支払いを受けたときは、利用者又は利用者代理人に対し、領収証を発行します。

第８条（契約の終了事由、契約終了）
１ 次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。
① 要介護の認定更新において、利用者が自立と認定された場合
② 利用者が死亡した場合
③ 利用者又は利用者代理人が第９条に基づき本契約の解除を通告し、予告期間が満了した

日
④ サービス地域外へ転居した場合
⑤ 利用者が他の介護療養施設等への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき
⑥ １か月以上の料金の滞納
２ 事業者は、やむを得ない事情がある場合は、利用者に対して第１０条に基づき、予告期間をおいて理由を示した文章で通知することにより、この契約を解除することができます。
３ 事業者は、本契約が終了し、利用者が契約を解約する際には、利用者の心身の状況、利用者および利用者代理人の希望、利用者が契約を解約後に置かれることになる環境等を勘案し、必要な援助を行います。

第９条（利用者からの契約解除）
利用者または利用者代理人は、14日前までに事業者に通知することで、契約を解除できます。

第１０条（事業者からの契約解除）
１ 事業者は利用者および利用者代理人に対し、次の各号に該当する場合においては、３０日の予告期間をおいて、この契約を解除することができます。ただし、事業者は、解除通告をするに当たっては、次の第２号を除き利用者および利用者代理人に十分な弁明の機会を設けるものとします。
①正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を１ヵ月間滞納し、事業所の催告に応じなかったとき
②伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要があるとき
③利用者の行動が、他の利用者の生活や健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ通常の介護方法では防止できないと事業者が判断したとき
④利用者又は利用者代理人が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みがないとき

第１１条（即時解約）
１ 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちに本契約を解除することができます。なお、②から⑥の場合、事業者は、ご利用者および利用者代理人に対して、理由を示した書面により解除を通知するものとします。
① 利用料金の支払が遅延し、直ちに支払うよう事業者が催告したにもかかわらず、その催告到達の日から２週間以内に支払われない場合。
② 利用者または利用者の成年後見人･任意後見人・代理人・家族・利用者の関係者等(以下、

「家族等」という)が、職員に対して、暴力・セクハラ行為・暴言等を行い、または職員に関して誹謗中傷する等して、サービス提供の続行が困難な場合。
③　利用者またはご家族等から、職員への特定の団体への加入・物品の購買等の度重なる執拗な勧誘等により、サービス提供の続行が困難な場合。
④　SNS（ソーシャルネットワークサービス）等への誹謗中傷的な書き込みが発覚した場合。
⑤　上記の他、利用者または家族等が、本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合。
⑦　　天災、法令の改廃、その他のやむをえない事情により、施設を閉鎖または縮小する場合。

第１２条（損害賠償）
１　事業者は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。ただし、利用者に重過失がある場合は、事業者は賠償責任を免除され、又は賠償額を減額されることがあります。
２　事業者は、万が一の事故発生に備えて損害賠償責任保険に加入しています。
３　利用者の故意又は重過失により、居室又は備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は利用者又は利用者代理人が負担します。

第１３条（秘密保持）
1 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者およびその家族、利用者代理人等に関する秘密、個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中および契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
２　あらかじめ文書により利用者又は利用者代理人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件の下で情報を提供することができます。

第１４条（合意管轄）
１　この契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

第１５条（契約に定めのない事項）
１　利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
２　この契約に定めのない事項および疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、利用者および利用者代理人、事業者が協議のうえ、誠意をもって処理するものとします。

第１６条（連帯保証人）

1 連帯保証人は、本契約から生じる利用者の債務（本契約に関連して生じた不法行為による賠償債務を含みます。）（利用者代理人が第7条の規定により契約者本人として事業者に対して債務を負う場合にはこれを含むものとします）を連帯して保証します。本契約が更新された場合においても、同様です。

２ 前項の連帯保証人の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とします。

３ 連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、主たる債務者の債務の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額その他民法４５８条の２に定める主たる債務について情報を提供します。

優っくり看護小規模多機能介護代田の利用にあたり、利用者に対して上記の内容を説明し、同意を得て、利用契約書を交付しました。

年月日	令和　　年　　月　　日
所在地	〒１５５－００３３　東京都世田谷区代田１－２１－１１
法人名	社会福祉法人奉優会
代表者名	香取　寛
事業所名	優っくり看護小規模多機能介護代田
説明者氏名	脇島　佳奈　　印

私は、事業者から優っくり看護小規模多機能介護代田に関する上記の内容の説明を受け、内容について同意し、利用契約書の交付を受けました。

年月日	令和　　年　　月　　日		
利用者住所	〒　　－		
利用者氏名	印		
利用者代理人住所	〒　　－		
利用者代理人氏名	印	続柄	
連帯保証人住所	〒　　－		
連帯保証人氏名	印 ※限度額を3,000,000円と限度する	続柄	

この契約の成立を証するため、本書２通を作成し、利用者、利用者代理人、連帯保証人および事業者各署名押印して１通ずつを保有します。